

## 第5次厚木市環境基本計画策定方針

### 1 方針策定の趣旨

第4次厚木市環境基本計画（以下「現計画」という。）の計画期間が令和2年度をもって満了を迎えることから、令和3年度を始期とする第5次厚木市環境基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に当たり、基本的な方針を策定するものです。

### 2 次期計画の策定についての基本的な考え方

次期計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

#### (1) 市民協働による計画づくり

環境基本計画は、行政の計画ですが、計画が目指す環境を実現するためには、市民、事業者、市等の協働が不可欠です。そのため、市民に分かりやすく誰もが共有できる計画とします。

#### (2) これまでの環境政策の成果を継承する計画づくり

本市では、全国的にも早い段階で、平成24年度に生物多様性あつぎ戦略を策定し、豊かな自然を守る取組を行ってきました。また、平成25年度に厚木市里地里山保全等促進条例を制定し、里地里山の保全活動団体への支援を実施してきました。これまでの取組の成果を十分に分析した上で、これから必要となる取組を定めた計画とします。

#### (3) 国内外の情勢等に対応した計画づくり

市内での取組は、地球全体の環境に目を向けると大きなものではない様に思えますが、地球の環境問題は、我々一人一人の生活と密接に関係しています。そのため、国内外の広域的な情勢や動きを意識した計画とします。

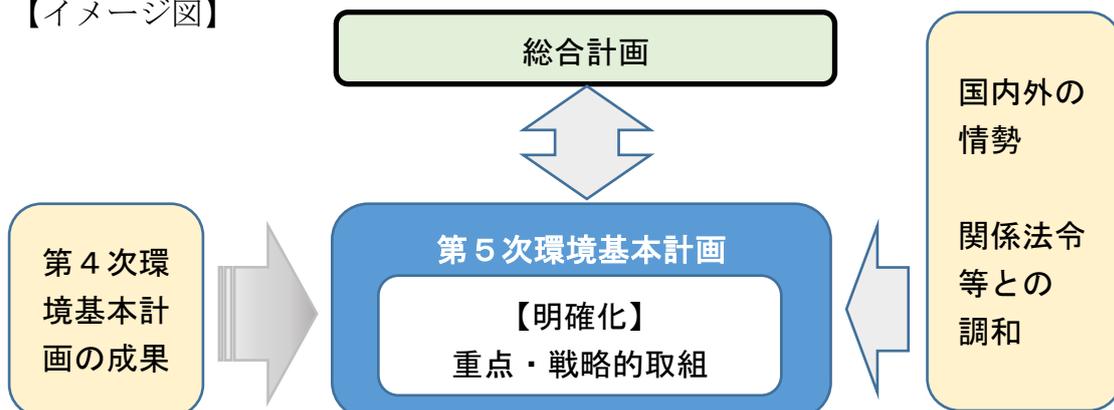
#### (4) 重点的・戦略的取組を明確にした計画づくり

特に力を入れるべき取組を定め、市民が共有しやすい計画とします。

#### (5) 第10次厚木市総合計画との調和を図った計画づくり

第10次厚木市総合計画で進める重点施策を踏まえながら、個別計画として必要な取組を定めた計画とします。

#### 【イメージ図】



### 3 計画の構成・性質

環境基本計画は、環境基本条例第9条第1項を根拠として策定するもので、同条第2項により、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標と環境の保全等に関し、市が計画的に講ずべき施策を定めることとしています。

また、この施策を達成するための具体的な取組として、実施計画を別に定めています。

次期計画においても、これまでの構成を引き継ぎ、施策の方向性を階層に分けて位置付けることで、市民の皆様に分かりやすく、かつ、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、基本計画・実施計画の二層構造で構成することとします。

また、総合計画を支える環境面の個別計画としての内容を継承します。

### 4 主な検討項目

#### (1) 将来像

現計画では、「みんなでつくる自然環境と共生する元気なまち」を望ましい環境像（将来像）としています。次期計画においても、総合計画と調和を図りながら検討します。

#### (2) 施策体系

現計画では、基本目標、基本施策、施策項目という階層で構成しており、この体系とは別に、重点施策が設定されている構造となっています。

次期計画では、より分かりやすい体系とするため、階層の見直しや重点施策の在り方について検討します。

#### (3) 重点施策

施策体系の検討と並行して、これから特に力を入れて取り組むべき施策や分野を検討します。

#### (4) 個別事業（実施計画）

現計画によるこれまでの取組の成果を分析し、個別の事業について、拡大、継続、完了等の判断について検討します。

なお、重点施策を達成するために特に重要となる事業を検討し、戦略的取組に位置付けます。

#### (5) 新たに取り組むべき項目

現計画策定時には顕在化していなかった海洋プラスチックや食品ロス等の新たな環境問題について、どのように取り組むべきか検討します。

## 5 検討に当たって新たに配慮すべき事項

現計画の策定時とは社会情勢が変化していることから、近年の国内外の環境に関する動向を注視し、次の事項に配慮して計画を策定します。

### (1) 気候変動への適応

気候変動の影響は、既に顕在化しており、今後、その影響が拡大することが予測されています。その適応策として平成30年12月に気候変動適応法が施行され、地方公共団体が担うべき役割が明確化されました。このような動向を新たに加えていきます。

### (2) 地域循環共生圏の構築

各地域が、再生可能エネルギー等の地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて補完し、支え合う地域循環共生圏の考え方が、国の第五次環境基本計画で新たに提唱されました。このような動向を新たに加えていきます。

### (3) SDGs<sup>※1</sup>を意識した取組の位置付け

環境基本計画の取組は、SDGsの達成に関わるものが数多くあるため、17の目標と取組との関連について、新たに加えていきます。

【計画に特に関係の深い目標】



※1 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

## 6 計画期間

「基本計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間とします。また、「実施計画」も6年間の計画期間としますが、中間年度となる3年後を目途に必要な応じ見直しを行います。

### 【計画期間のイメージ】



## 7 市民参加

次期計画の策定に当たっては、検討の段階に応じ様々な市民参加の手法を用い、市民を始めとした多様な主体に意見等を求めて、計画づくりを行います。

### (1) 立案・作業レベル

#### ア アンケートの実施

対象：無作為抽出の市民及び事業者並びに小学生

#### イ 環境関連団体等との懇談

対象：環境市民の会、地球温暖化防止推進員等

#### ウ ワークショップの開催

対象：市内大学生を中心とした若年層

### (2) 審議レベル

計画案に対する意見の聴取を行います。

#### ア 意見交換会の開催

#### イ パブリックコメントの実施

## 8 策定体制

### (1) 厚木市環境審議会

公募による市民、学識経験者、住民自治組織の代表及び関係行政機関の職員により構成された附属機関である厚木市環境審議会に、次期計画の策定について諮問します。

### (2) 環境基本計画推進委員会議

関係課等長で構成する庁内会議である（仮称）環境基本計画推進委員会議において、庁内調整を図るとともに、次期計画の策定に必要な事項の検討を行います。

## 9 策定スケジュール

次期計画の主な策定スケジュールは、次のとおりとします。

令和元年11月	市民アンケートの実施
令和2年3月	基礎調査結果の取りまとめ
令和2年6月	環境審議会諮問
令和2年6月	ワークショップ開催
令和2年7月	環境基本計画骨子策定
令和2年8月	意見交換会開催
令和2年9月	環境基本計画素案策定
令和2年10月	環境審議会答申
令和2年12月	パブリックコメントの実施
令和3年1月	環境基本計画策定、環境基本計画実施計画素案策定
令和3年3月	環境基本計画実施計画策定
令和3年4月	環境基本計画及び環境基本計画実施計画スタート